

社会保険みやぎ

SHAKAIHOKEN MIYAGI No. 792

2023

2/3

- 2・3 日本年金機構からのお知らせ
- 4・5 協会けんぽからのお知らせ
- 6 M美さんの社会保険物語
- 7 社会保険協会からのお知らせ
- 8 インフォメーションパーク

みやぎの
観光名所

12

フクジュソウ / 南三陸町



日本年金機構 からのお知らせ

事業主の皆さまへ

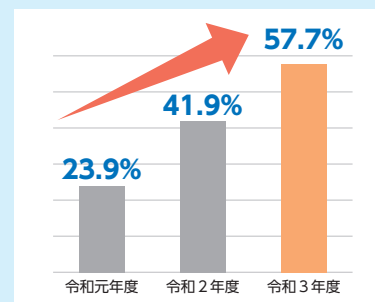
社会保険手続き※は**電子申請**を利用ください

※資格取得届・資格喪失届・算定基礎届・月額変更届・賞与支払届・被扶養者（異動）届等の健康保険や厚生年金保険等に関わる手続き

電子申請のメリット

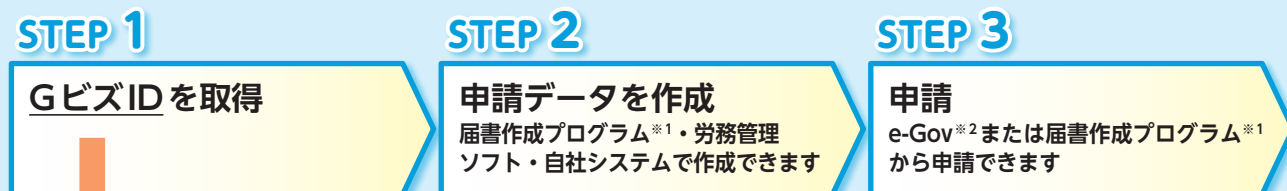
- いつでもどこでも申請可能**
オンラインで24時間365日申請ができます
- コスト削減**
郵送費・交通費の削減ができます
- 処理が早い**
例えば健康保険証は、紙で申請するより3～4日早く届きます
- 安全なネットワーク**
セキュリティに配慮し、安全な仕組みを構築しています

主要な届出※の電子申請割合



※資格取得届・資格喪失届・算定基礎届・月額変更届・賞与支払届・被扶養者（異動）届・国民年金第3号被保険者関係届

電子申請の利用方法はカンタン



※1 届書作成プログラムとは、届書を簡易に作成・申請できるソフトウェアで、日本年金機構ホームページから無料でダウンロードできます。
※2 e-Gov電子申請サービスは、デジタル庁が運営し、国の行政機関に対する申請・届出等各種手続きをオンラインで行うことができるものです。

G Biz IDとは？ デジタル庁が運営している認証システムです。1つのアカウント（ID・パスワード）で複数の行政手続きが可能となるサービスで、無料で利用することができます。G Biz ID プライム※3の発行には2週間程度を要しますので、ご準備ください。

G Biz IDの詳細内容、手続きはG Biz IDのホームページをご覧ください。

※3 G Biz IDで取得できるアカウントの一つ。社会保険の手続きには「G Biz ID プライム」を取得してください。



電子申請の利用方法等については、日本年金機構ホームページをご覧ください



日本年金機構 電子申請

検索

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

電子申請の利用に関するお問い合わせはお電話でも承ります

《ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構「電子申請・電子媒体申請」照会窓口）》

- 0570-007-123（ナビダイヤル）→「2番」をお選びください
- 050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913→「2番」をお選びください
〈受付時間〉月～金曜日：午前8時30分～午後7時／第2土曜日：午前9時30分～午後4時
※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日は利用いただけません。

New 令和5年（2023年）1月から

毎月の社会保険料額等の情報※をオンラインで取得できる オンライン事業所年金情報サービスを開始しました

利用いただくにはG Biz IDを利用し、e-Govのマイページから利用手続きが必要です

※社会保険料額情報、増減内訳書、算出内訳書、決定通知書、届出に必要な被保険者データ



メリット 1 紙の通知書よりも早く受け取り・確認が可能

納入告知書等の到着前に毎月の社会保険料額を確認できるなど、これまでよりも早く各種情報・通知書の受け取り・確認ができます。

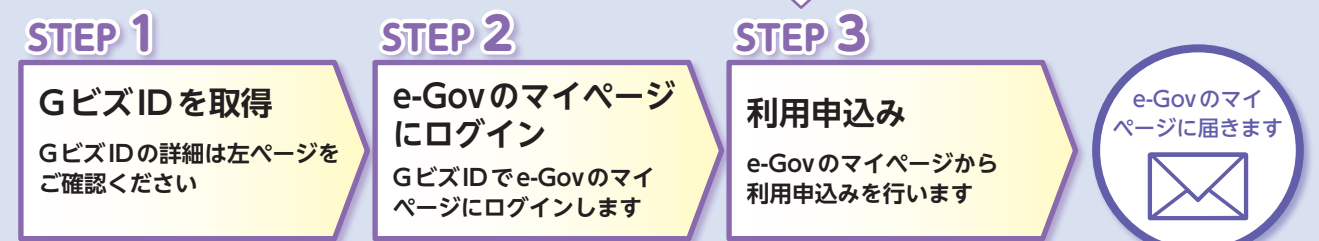
メリット 2 定期的に受け取りが可能

一度申し込みをいただければ、定期的にお送りします。これまでのように随時、電話等でご連絡いただく必要はありません。

メリット 3 データの活用が可能

電子データで受け取れるため、社内システムで取り込み、自社で保有するデータとの突合を行う等、業務の効率化を図ることができます。

利用方法はカンタン



G Biz IDでe-Govから電子申請を利用されている方は、すぐに利用申込みを行っていただけます！

オンライン事業所年金情報サービスの利用方法等については、日本年金機構ホームページをご覧ください



日本年金機構 オンライン事業所年金情報サービス

検索

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html

「オンライン事業所年金情報サービス」のご利用に関するお問い合わせはお電話でも承ります
《ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構「オンライン事業所年金情報サービス」照会窓口）》

- 0570-007-123（ナビダイヤル）→「2番」をお選びください
- 050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913→「2番」をお選びください
〈受付時間〉月～金曜日：午前8時30分～午後7時／第2土曜日：午前9時30分～午後4時
※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日は利用いただけません。

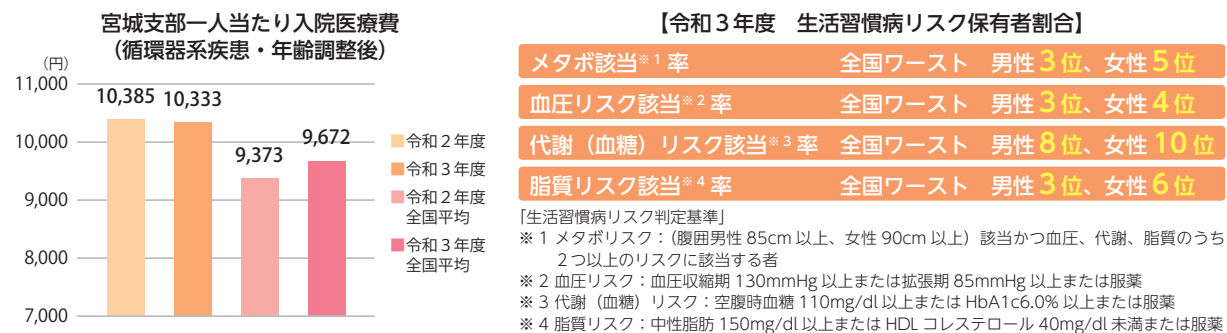
協会けんぽ からののお知らせ

令和5年3月分（4月納付分）からの協会けんぽ宮城支部の健康保険料率と介護保険料率（全国一律）が変更となります

	令和4年度		令和5年度
健康保険料率	10.18%	- 0.13% 引き下げ	10.05%
介護保険料率	1.64%	+ 0.18% 引き上げ	1.82%

宮城支部はメタボ該当者が多く、一人当たり医療費が全国平均を上回っており、保険料の上昇に影響しています！

宮城支部は循環器系疾患の医療費が全国平均よりも高く、令和3年度の健診結果ではメタボ該当者等の割合が全国平均と比較すると悪い状態です。
メタボは様々な生活習慣病を引き起こし、重症化すると治療に高額な医療費がかかることから、医療費の上昇に大きく影響を及ぼしています。
令和5年度の宮城支部の健康保険料率は、10.05%と全国平均（10.00%）よりも高い健康保険料率で保険料をご負担いただいている状況です。健康保険料率の上昇を抑えるためには、医療費の伸びを抑えることが重要です。



皆様の取組みで、医療費の伸びを抑えることができます！
皆様にお願いしたい3つのポイント

①※「職場健康づくり宣言」にエントリー！ ※従業員様の健康への意識改革、運動の啓発を目的としています。

●「職場健康づくり宣言」の取組みの一つとして、健康診断や保健指導の利用、医療機関の早期受診をしましょう！
疾病の早期発見、早期治療は、結果的に将来的な医療費の節約に大きくつながります。

●また、令和5年度から生活習慣病予防健診の一人当たりの自己負担額が、これまでの7,169円から ➡ **5,282円** に減額されます！（1,887円 OFF！）
これを機に協会けんぽの生活習慣病予防健診に切り替えをご検討ください！
（詳細は、3月下旬に事業所様にお送りする「生活習慣病予防健診のご案内」をご覧ください。）

エントリーは
こちら▶



②いきなり大病院を受診するのは控えましょう！

紹介状なしで大学病院等の大病院を受診すると、初診料に加えて **7,000円以上の特別料金**がかかります！

※大病院に軽症患者が集中すると、本来担うべき重篤な患者への対応や救急医療などに支障が生じてしまいます！



③リフィル処方箋について
担当医師に相談してみましょう！

リフィル処方箋とは？

→症状が安定している患者が、医師の判断によって診察を受けなくても3回まで繰り返し使用できる処方箋のことです。
患者にとっては、医療機関を受診する回数が少なくなり、通院の労力や待ち時間などの負担が軽減されるメリットがあります。



保険証が使えるのは退職日までです！

退職等により健康保険の資格を喪失した後に、資格が切れた保険証を使用して医療機関等を受診した場合、後日医療費（総医療費の7割から8割相当）を協会けんぽへ返還いただくことになります。
協会けんぽ宮城支部では、資格喪失後受診による返納金債権が令和3年度約2,200件、金額にして約8,300万円発生しており、回収にかかる費用は皆さまからお預かりしている大切な保険料から捻出されています。



保険証が使えるのは

- ① 退職日まで
- ② 扶養から外れる前日まで

【例】

3月31日退職
（4月1日資格喪失）



保険証は4月1日から
使用できません

.....事業所のご担当者さまへ速やかにご返却ください.....

ご担当者さまへのお願い

- ① 資格喪失日（扶養解除日）以降は保険証を**使用できない**旨をご説明願います。
- ② 従業員の方の退職時（扶養解除時）には速やかに保険証を回収願います。

※回収した保険証は、資格喪失届・被扶養者（異動）届に添付し、日本年金機構 仙台広域事務センターへご返却願います。

【お問い合わせ先】 全国健康保険協会宮城支部 レセプトグループ Tel 022-714-6853

「リフィル処方箋」について



リフィル処方箋とは、定められた期間内に繰り返し使用ができる処方箋で、2022年4月から新たに導入された制度です。リフィル処方箋の発行には、いくつかの条件があります。対象となる患者さんは、「症状が安定している患者」で「医師がリフィルによる処方が可能と判断」した場合のみであり、「医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方箋を反復利用（最高3回）できる」とされています。そのため薬局の薬剤師は、お薬を調剤するに当たって患者さんの服薬状況等を確認し、リフィル処方箋により調剤することが不適切と判断した場合には、受診勧奨とともに処方医に速やかに情報の共有を図らなければなりません。またリフィル処方箋により調剤した後は、その内容、患者の服薬状況等について、必要に応じ処方医へ情報提供を行うこととなっています。

対象薬剤も一部制限が設けられており、「投薬量に限度が定められている医薬品及び湿布薬については、リフィル処方箋による投薬を行うことはできません。」となっています。ここで「投薬量に限度が定められている医薬品」とは、麻薬（がんなどの痛み止め）・向精神薬（睡眠導入剤など）・貼り薬・発売して一年以内の新医薬品などです。リフィル処方箋は患者さんの利便性を高め、頻回受診を回避できる制度ですが、対象となるお薬や疾患に一定の条件がありますので、かかりつけ医やかかりつけ薬剤師と十分ご相談のうえでこの制度を活用いただければと思います。

一般社団法人宮城県薬剤師会
会長 山田 卓郎



全国健康保険協会 宮城支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/miyagi/>

〒980-8561 仙台市青葉区国分町 3-6-1
仙台パークビル 8F

協会けんぽ 宮城 検索

宮城支部メルマガ
会員募集中！

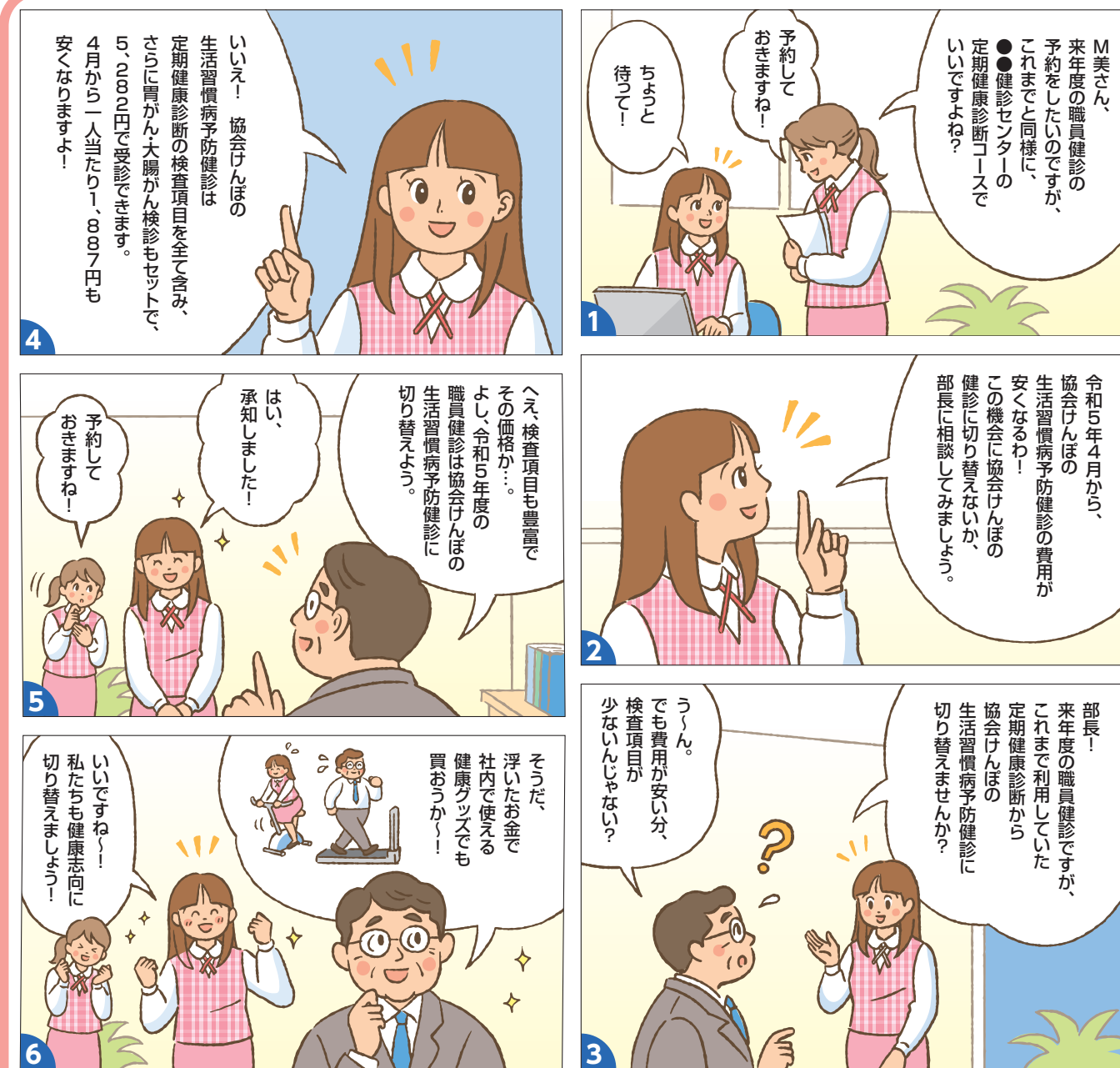


登録はこちら▶

M美
さんの

社会保険物語

令和5年4月から
健診費用が安くなります！
第127話



協会けんぽからのお知らせ

令和5年4月より、35歳以上の被保険者様向けの生活習慣病予防健診の自己負担額は一人当たり7,169円から1,887円も減額され、5,282円で受診いただけます。定期健康診断をご利用の事業所様におかれましては、生活習慣病予防健診への切り替えをご検討ください。

健診項目や健診費用等の詳細は、3月下旬に事業所様にお送りする「生活習慣病予防健診のご案内」をご覧ください。

問い合わせ先

全国健康保険協会宮城支部 保健グループ
TEL 022-714-6854

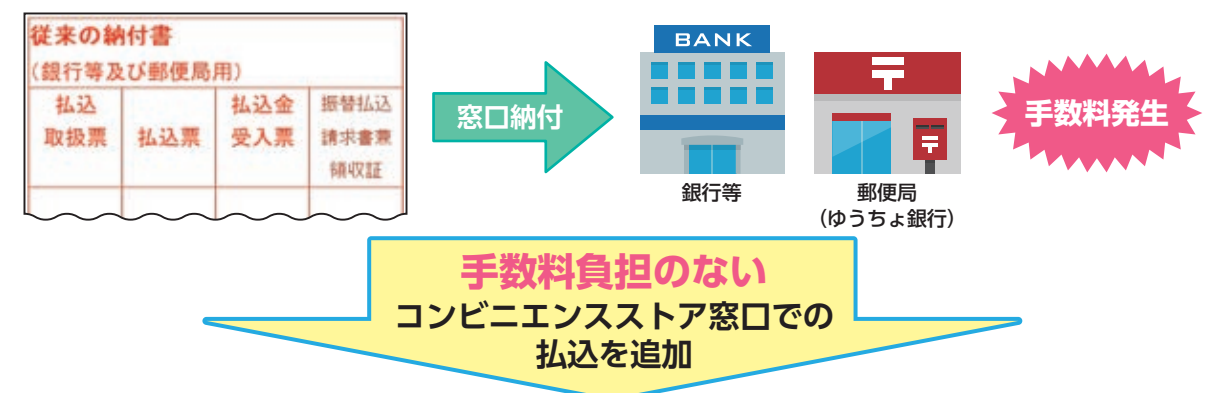
社会保険協会からのお知らせ

コンビニエンスストア窓口収納について

社会保険協会事業並びに社会保険委員会事業につきまして、平素より格別なご理解を賜り厚く御礼申し上げます。
社会保険協会費・社会保険委員会費の納入については、例年、4月下旬に「払込票」を送付させていただき、会員事業所様より納入いただいているところです。

昨年、1月17日以降より郵便局（ゆうちょ銀行）の窓口等で現金でお支払いする場合には、1件ごとに「110円の現金利用加算料金」がかかることになりました。また、以前より銀行等での納入の際は振込手数料がかかっております。会員事業所様の払込時のご負担を軽減するために、令和5年度の社会保険協会費等の納入分から、**払込手数料のかからない「コンビニエンスストア窓口収納サービス」を開始**することといたしました。

従前の社会保険協会費等の案内方法

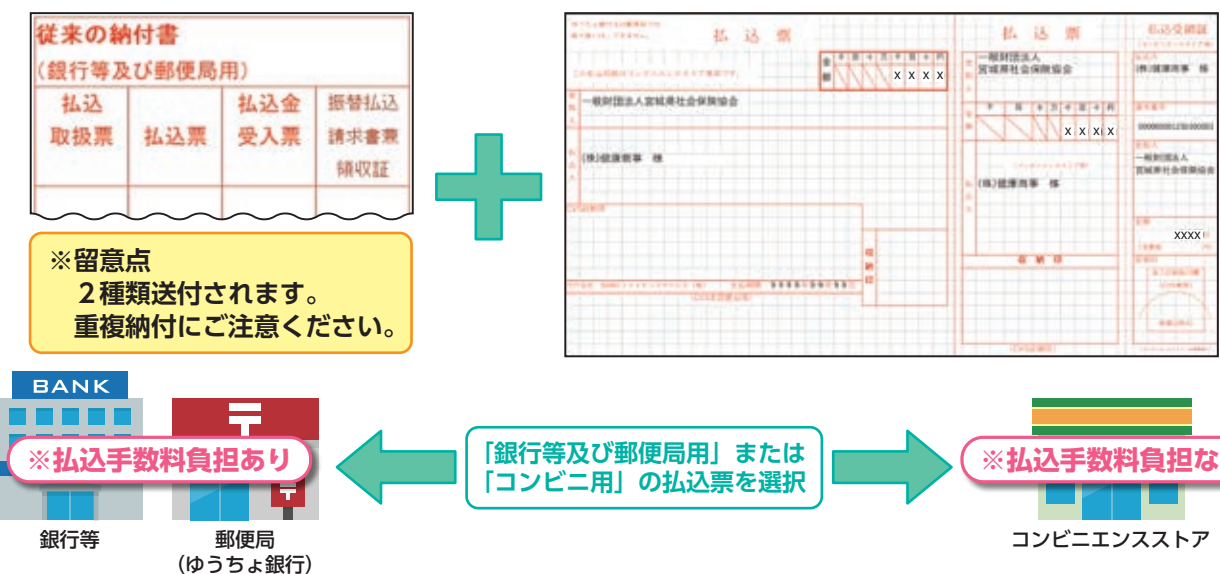


令和5年度の社会保険協会費等の案内方法

令和5年度については、「従来の納付書（銀行等及び郵便局用）」に加えて、「コンビニエンスストア窓口用」の「2枚の払込票」を送付いたします。

※どちらかの払込票を選択して社会保険協会費等の納入をお願いいたします。

※払込票が2枚ありますので、重複して払込むことがないように一方を破棄するなどご留意願います。



申し込み・問い合わせ先
一般財団法人 宮城県社会保険協会

〒980-0802
仙台市青葉区二日町 10-20 アルコイリス二日町 4 階
TEL 022-266-0411 FAX 022-266-0471

ホームページでもご覧いただけます

宮城県社会保険協会

電話によるお問い合わせは専用ダイヤルへ

年金事務所の電話は大変混み合っております

ねんきん加入者ダイヤル(年金の加入に関する一般的なお問い合わせ)

●事業所・厚生年金加入者向け



0570-007-123 (ナビダイヤル)

※050で始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913

●国民年金加入者向け



0570-003-004 (ナビダイヤル)

※050で始まる電話でおかけになる場合は、03-6630-2525

受付時間 ●月～金曜日 8:30～19:00
●第2土曜日 9:30～16:00

ねんきんダイヤル(年金の受け取りに関する一般的なお問い合わせ)



0570-05-1165 (ナビダイヤル)

※050で始まる電話でおかけになる場合は、03-6700-1165

受付時間 ●月～金曜日 8:30～17:15 ※月曜日(祝日の場合は翌営業日)は19:00まで
●第2土曜日 9:30～16:00

ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル



0570-058-555 (ナビダイヤル)

※050で始まる電話でおかけになる場合は、03-6700-1144

受付時間 ●月～金曜日 8:30～17:15 ※月曜日(祝日の場合は翌営業日)は19:00まで
●第2土曜日 9:30～16:00

ご利用にあたってご留意いただきたいこと

- ・土曜日(第2土曜日を除く)、日曜日、祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。
- ・一般固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- ・050で始まる電話でおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- ・お問い合わせの際には、基礎年金番号または年金証書番号をお知らせください。

街角の年金相談センター仙台

厚生年金保険・国民年金の受給に関するご相談、手続きは年金事務所のほか、年金相談センターでも行うことができます。

◎電話によるご相談は「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください

相談時間 ●月～金曜日 8:30～17:15
●第2土曜日 9:30～16:00

※月曜日(祝日の場合は翌営業日)は19:00まで受付時間を延長しています。
※祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

右記カレンダーもご覧ください

街角の年金相談センター仙台

〒980-0803

仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル2階

※全国社会保険労務士会連合会が受託運営しています

街角の年金相談センター仙台
(仙台パークビル2F)



年金相談の受付時間と週末相談(予定)

3月							4月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	4						1
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8
12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22
26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29
							30						

◆受付時間

平日(月～金)
午前8時30分～午後5時15分

◆年金相談の「時間延長」と「週末相談」

時間延長(週の初日)
午後5時15分～午後7時
週末相談(第2土曜日)
午前9時30分～午後4時

変更されている場合もありますので、ホームページなどでご確認のうえご利用ください。

日本年金機構 検索

年金の予約相談を実施しています。

日本年金機構では、業務の迅速化に努めておりますが、受付状況によっては窓口が混雑する場合がございます。年金のご相談の際には、事前にご予約のうえ、年金事務所へおいでいただくとスムーズに相談できます。

予約相談は全国どここの年金事務所でも実施しています。

なお、予約相談希望日の1か月前から受付しています。

予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ

0570-05-4890

3月・4月の出張相談所開設のご案内

【常設】

会場	開設日	開設時間	予約受付先
気仙沼出張相談所 (NTT気仙沼ビル1F) (予約制)	土日および祝日以外の 平日	8:30～12:00 13:00～17:00	予約受付専用電話 0570-05-4890 (ナビダイヤル)

・予約制を実施している会場については、お電話で事前に相談日をご予約ください。

・ご予約は、相談日の1か月前から受付いたします。

※相談にお越しの際には、年金手帳や年金証書などの基礎年金番号が分かる書類と、マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認ができる書類を必ずお持ちください。

※本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状とお越しになる方の本人確認ができる書類(運転免許証等)が必要となります。